

平成 29 年度 第 2 回（第 20 期第 8 回）文化財保護審議会 会議録

1. 日 時 平成 29 年 7 月 28 日（金）午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分

2. 出席者

豊泉会長、白川副会長、峰岸委員、和田委員、稲葉委員、小坂委員、
太田委員

3. 報 告

1) 事業報告について

事務局より、平成 29 年 4 月以降の実施事業を報告。

2) 埋蔵文化財の調査について

事務局より、「埋蔵文化財調査報告」にそって説明。

3) 市指定有形文化財『小林家住宅』屋根等改修工事について

事務局より、「市指定有形文化財「小林家住宅」茅葺屋根葺替等
工事について」にそって説明。

委 員：屋根の葺替えは、職人が多摩流の葺き方を研究して対応
しており、綺麗に仕上がっている。

4) 市指定有形文化財『阿豆佐味天神社本殿』修復工事について

事務局より、進捗状況等について説明。

事務局：文化財保存の観点から、調査のうえ、記録を残していた
だくことを条件として修復工事を許可し、改めて通知を
している。

委 員：状況的には、神社側の意向もあるだろうが、新しい彩色
をするというのは文化財の修復とは言い難い部分もある
のではないか。

事務局：顔料等の調査費用や、報告書の作成費も業計画上に計上されてはいるので、文化財の保護という観点にも理解を示されて来ているとは思っている。

委員：通常公開はしていないのだから、工事状況の見学会等を実施し、市民等に見てもらった方が良さだろう。

4. 議 題

1) 市指定文化財の名称変更について

事務局より、事前にお送りした資料をもとに説明。

事務局：文化財保存にかかる補助金等の関係もあり、教育委員会、議会に報告した際、『つれたり』の表記についてご質問があり、本件は指定当時の文書規定に基づき『付』表記としているが、その後同類の指定の際には通例的となった『附』表記をしており、混在している状況があるため、統一することといたしたい。

委員：名称を変更し、改めて指定するとのことだが、その場合、指定年月日は当初の指定日から変わるのではないか。

委員：あくまでも名称の変更であり、再指定ではないのだから、当初の指定日が変わってしまうのは認められない。

委員：当時の常用漢字に無かった、ということで整理できないのか。

委員：変更の規定がないため、再指定となるというのであれば、先ず必要なシステムを整理等行っただうえで対応すべき。

委員：本諮問に対する答申については、「改めて指定することはせず、名称の一字変更が適当である」とし、その理由と

して、「指定年月日が上書きされ、これまでの履歴が消失すると考えられるため」ということだろう。

事務局：本答申を受け、教育委員会に報告する。一字変更については、必要な手続き等を確認する。

2) 市指定史跡『柴崎分水』現状変更許可申請について

事務局より、現状変更申請について資料をもとに説明。

委員：分水の保存にかかる区分について、流域の方は認知しているのか。

事務局：管理上は道路課が主管しており、開発計画の際等に当課と調整等を行っている状況であり、ほとんどの方は知らないと思う。

委員：新田とは異なる給水形態であり、そういった歴史的部分も含め、広く市民に周知し、知ってもらいたいと思う。

5. 情報交換

次回開催予定：平成29年10月27日（金）午後6時00分～